

別表（第11条関係）

(1) 基本指数表

事由		基本指数	細目
労働 (居宅内・居宅外)		100	月160時間以上
		90	月140時間以上160時間未満
		80	月120時間以上140時間未満
		70	月90時間以上120時間未満
		60	月60時間以上90時間未満
		50	労働内定
出産		80	妊娠・出産
保護者の疾病 の疾病	疾病など	100	入院又は、入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合
		50	疾病により保育に支障がある場合
	障がい	100	身体障害者手帳1～2級、及び精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が困難な場合
		80	身体障害者手帳3級、及び精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B、Cの交付を受けていて保育が困難な場合
		60	身体障害者手帳の交付を受けていて保育が困難な場合
介護・看護 (同居・別居)		90	常時介護（看護）が必要であり、20日以上・週40時間以上の保育が困難である
		70	入院、通院、通所の付添いのため、月120時間以上の保育が困難である場合（1日5時間以上の付添いが必要な場合）
		60	入院、通院、通所の付添いのため、月60時間以上の保育が困難である場合（1日4時間以上で月15日以上付添いが必要な場合）
災害		200	災害（火災・風水害等）による復旧に当たっており、保育が困難な場合
求職		30	求職活動のため外出を必要とする場合
就学		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合

	60	職業訓練校、専門学校、大学等に月60時間以上就学している場合
虐待・DV	200	虐待・DVのおそれがある場合
備考		
※父母のそれぞれについて指数を求め、世帯の基本指数とする。		
※労働時間は、提出された就労証明書に基づき算出する。		
※基本指数が2つ以上該当する場合は、高い方の指数とする。		

(2) 調整指数表

	指数	細目
世帯状況	150	ひとり親世帯又は父母不存在の世帯
	10	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる世帯
	20	保護者の一方が不在（単身赴任、海外勤務等）の世帯
	20	生活中心者の失業の世帯 （リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業の場合に限る）
	100	児童の日常生活において環境不良と認められる世帯（状況により判断）
	50	里親家庭の場合
就労状況	50	保護者が町内の特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）で保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師又は准看護師として就労している場合（内定含む）
	10	保護者が町内の放課後児童クラブの指導員として就労している場合（内定含む）
	-10	雇用主が親族である場合
児童及び兄弟姉妹の状況	200	継続して保育施設等を利用している場合（町内の地域型保育施設の卒園児童が引き続き連携施設の利用を希望する場合を含む）
	150	特定教育・保育施設等以外の保育施設（町内に限る）からの転園を希望する場合
	150	町外の地域型保育施設の卒園児童（町民に限る）が引き続き連携施設の利用を希望する場合
	20	日常生活において、医療的ケアが不可欠である児童

入所月状況	40	既に兄弟姉妹が、保育施設を利用している場合
	20	兄弟姉妹が同時に申込みをする場合
	40	育児休業明けの復職時に申込みする場合
	－10	申込児童以外に申込みのない未就学児童（兄弟）がいる場合
	20	申込み児童が第3子以降の児童の場合
	120	各年度4月から入所の場合
	110	各年度5月から入所の場合
	100	各年度6月から入所の場合
	90	各年度7月から入所の場合
	80	各年度8月から入所の場合
	70	各年度9月から入所の場合
	60	各年度10月から入所の場合
	50	各年度11月から入所の場合
	40	各年度12月から入所の場合
	30	各年度1月から入所の場合
	20	各年度2月から入所の場合
	10	各年度3月から入所の場合

(3) 同一点数時の順位表

1	基本点数が高い世帯
2	ひとり親世帯
3	在園児がいる、又は兄弟姉妹の同時申込みである世帯
4	当該保育所等の希望順位が高い世帯
5	居住地の小学校区内の施設を希望する世帯
6	世帯の経済的状況等（世帯の合計所得金額が低い順）